

市営プール利用上の注意事項（令和3年度）

プールを利用する場合は、以下のことを必ず守ることとし、守らない場合は退場を命ずる場合がある。

- 1 富田海浜プール・御厩プール・鹿の子プール・朝倉B&G海洋センターを利用する場合、小学3年生以下の児童・幼児だけでの入場はできません。必ず、保護者が手の届く範囲で付き添うこと。（お付添いの保護者1名につき児童・幼児2名までとなります。）
- 2 波方公園運動場プールを利用する場合は50mプール＜水深1.3m～1.5m＞がある為、小学4年生以下の児童・幼児だけでの入場はできません。必ず、保護者が手の届く範囲で付き添うこと。（お付添いの保護者1名につき児童・幼児2名までとなります。）
- 3 危険物及び動物は持ち込まないこと。
- 4 プール敷地内には土足で入らないこと。
- 5 貴重品はロッカーに入れるなどし、各自の責任において管理すること。
- 6 次の項目に該当する者は、プールに入ってはならない。
 - ①発熱、風邪、腹痛、頭痛等体調の悪い者
 - ②伝染性疾患、皮膚疾患のある者
 - ③空腹時または満腹時の者
 - ④睡眠不足の者
 - ⑤酒気をおびている者
 - ⑥医師から運動を禁止または制限されている者
 - ⑦刺青をしている者（ラッシュガード等水着またはこれに類するもので隠せる場合は可）
- 7 プールには必ずシャワーを浴びて入ること（トイレに行った後なども同様）。また、化粧、日焼け止め等も落とすこと。
- 8 水着またはこれに類するもの（ラッシュガード等）以外を着用して遊泳しないこと。幼児用プールでの付き添い等遊泳しない場合は、Tシャツ等の衣類を着用することは構わないが、入水する際は遊泳者と同様にシャワーを浴びること。
- 9 履物及び衣類は整理整頓すること。
- 10 プール内の設備及び機器類には触れないこと。
- 11 プールに入る前に必ず準備運動をすること。
- 12 身長120cm以下はスライダーを利用してはならない。
- 13 職員、監視員、係員の指示に従い、他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。
- 14 プールサイドは走らないこと。
- 15 飛び込み（足からも含む）及び溺者と誤解されるような潜水をしないこと。
- 16 次の物を身につけてプールに入らないこと。
 - ①メガネ（プラスチックでバンド付きは可、ただし事故等は自己責任となりますのでご了承ください）、サングラス、コンタクトレンズ
 - ②帽子
 - ③競泳用ゴーグル以外の水中メガネ
 - ④ネックレス、イヤリング、腕時計等装飾品、携帯電話
 - ⑤水遊び用おむつ以外のおむつ（水遊び用おむつの上に必ず水着を着用すること）※①及び②については、幼児用プールで付き添う場合は可。
- 17 スイムキャップを着用すること。（ただし、髪を水につけないレジャー等での使用の場合は着用しなくても可）
- 18 指定場所以外での飲食及び喫煙はしてはならない。
- 19 コースロープを設置している場合は、緊急時以外は故意に触れてはならない。
- 20 浮き輪の使用については、次のとおりである。ただし、使用可能な場所においても他人に迷惑のかからないように使用すること。また、パンツ型の浮き輪を使用する場合は必ず付き添うこと。

プ ー ル 名	使 用 可 能 場 所
富田海浜プール	流水・幼児・遊泳プール
御厩、鹿ノ子プール	幼児・スライダープール（着水部分以外）
朝倉B&G海洋センター	使用不可
波方公園運動場プール	幼児・子どもプール

- 21 プールから出る場合は、再びシャワーを浴びること。
- 22 『令和3年度今治市営屋外プールの営業について(新型コロナウイルス感染拡大防止対策)』の内容に従うこと。
- 22 その他記載されていない事項については、管理者と協議し、管理者の指示に従うこと。